

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は永続的に企業価値を向上させるため、取締役会の一層の充実、監査役による取締役会の監視機能の充実、業務遂行上の不正を防止する内部牽制機能の充実を経営の重要課題と位置づけております。具体的には、取締役による意思決定の迅速化を図るとともに、引き続き、社外監査役による取締役会の意思決定に対する監督を行っております。また、常勤監査役を選任し、内部牽制機能の強化にも取り組んでおります。今後も、取締役会において経営環境や事業戦略の変化に応じた十分な議論がされる組織作り及び適切な意思決定がされる土壌作りを通じて、より良いコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
納富 貞嘉	285,000	23.75
濱崎 陽一郎	285,000	23.75
NSMC株式会社	140,000	11.67
HSMC株式会社	140,000	11.67
株式会社フィックスターズ	20,000	1.67
新田 寛之	15,000	1.25
江上 喜朗	15,000	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したのとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース、福岡 Q-Board
決算期	6月
業種	情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安浦 寛人	学者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安浦 寛人	○	当社は、安浦氏が特任教授を務める大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所及び同氏が過去に理事・副学長情報統括本部長等を務めていた九州大学との間に取引があります。が、いずれについても、取引の規模・性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、十分な独立性を有すると判断しております。	(社外取締役選任理由) 様々な研究機関や企業の顧問等を歴任し、豊富な情報技術に関する知見を有するとともに、多面的な経営判断に必要な見識・経験を有しております。その知識・経験を活かし、当社の経営に対する有効な監督機能を果たしていただけのものと判断し、社外取締役に選任しております。 (独立役員指定の理由) 取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査室は、定期的に意見交換の場を設け、監査の実効性を高めるべく、それぞれの監査計画や監査結果を共有し、内部統制機能の強化に向けた具体的な協議を行う等、相互に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
栗林 絹江	他の会社の出身者													
柏木 街史	他の会社の出身者													
西原 隆雅	弁護士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栗林 絹江	○	——	(社外監査役選任理由) 長年にわたり経理業務に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 (独立役員指定の理由) 取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
柏木 街史	○	——	(社外監査役選任理由) 長年にわたる経営者等としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、その知識・経験に基づき社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 (独立役員指定の理由) 取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
西原 隆雅	○	——	(社外監査役選任理由) 弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有するとともに、経営者等としての経験・知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 (独立役員指定の理由) 取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業務向上に対する意欲や士気を高め、長期的な企業価値の向上を目的として、ストック・オプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社外取締役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

従業員、社外取締役及び社外協力者に対して、業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材を確保し、当社の企業価値向上に資することを目的として、ストック・オプションを発行しております。また、社外監査役に対して当社監査役の公正かつ厳格な監査に対する意識を高め、当社の中長期的な業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることを目的として、ストック・オプションを発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示をしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は2022年12月15日開催の定時株主総会において取締役の報酬総額を年額70百万円以内と決議しております。取締役の個人別報酬の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定されています。

監査役の報酬は2022年9月28日開催の定時株主総会において監査役の報酬総額を年間15百万円以内と決議しております。監査役の個人別報酬の額は、株主総会で決定された総額限度内において、監査役会にて監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、経営企画本部が行っております。

具体的には、取締役会の開催に際し、資料の事前配布を行うとともに、必要に応じて上程議案について事前説明を行うことにより十分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は、以下のとおりです

・取締役会

当社の取締役会は、3名(うち社外取締役1名)で構成され、全監査役も出席しております。取締役会は月1回定期的に開催され、経営の重要事項並びに法令または定款で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、迅速な意思決定が必要な場合等には、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整えております。

・監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の合計3名で構成されており、うち3名が社外監査役であります。監査役は、監査役会で定めた監査役監査計画に基づき、株主総会及び取締役会への出席、取締役・従業員・監査法人からの報告收受などを通じて、経営全般に関して幅広く検討を行っております。監査役会は月1回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査役間で情報を共有することにより、実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

・内部監査

内部監査は、内部監査室が代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に基づき、当社の業務全般について内部監査を行なっております。また、監査の内容については、監査役会及び会計監査人への報告を行うことで、情報の共有を図り、監査の実効性を高めております。

・会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、適時適切な監査が実施されております。
なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

・経営会議

経営会議は、業務執行の推進を目的として、代表取締役社長、取締役副社長、本部長3名、部門長・内部監査室室長7名の合計12名で構成され、原則として毎週開催しております。経営会議では、取締役会決議事項等の事前審議、各部門の業務執行を含む全社的な情報共有など、当社の経営に関する重要な事項の審議を行っております。なお、経営会議には常勤監査役が出席し、取締役及び各本部長・部門長・内部監査室室長の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

・リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長、取締役副社長、常勤監査役、経営企画本部本部長、内部監査室室長で構成されており、原則として四半期に1回開催し、リスク・コンプライアンス管理について協議検討しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社の体制のもと、独立した外部の視点からチェック体制の強化を図るため、社外取締役1名、社外監査役3名を選任し、全取締役及び監査役と共に経営の意思決定機関である取締役会を構成しております。また、監査役会は適宜会計監査人、内部監査室と連携することで機動的な監査を可能としております。以上により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案を検討するための十分な時間を確保できるように早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算のため、定時株主総会は毎年9月に開催することを予定しております。開催日の設定につきましては、より多くの株主の皆様が出席しやすいように、集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて公表することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成等を踏まえ、個人投資家向け説明会の開催を検討してまいります。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催し、業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の海外投資家の比率等を踏まえ、検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、各種説明会資料などを当社ホームページのIRページ内に掲載することを検討しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部が担当部署となる予定です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家・顧客をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を得ることが重要と考え、「適時開示マニュアル」に基づき、ステークホルダーに対して経営方針、事業活動、財政情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切な情報提供を行ってまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本方針及び整備状況は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制

- (1) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- (2) 「コンプライアンス規程」においてコンプライアンスに関する基本事項について定めるとともに、取締役会の直属組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社における適正かつ公正な企業活動の遂行を推進する。
- (3) 内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
- (4) 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、公正普遍的立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。
- (5) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査担当者は、監査の結果を社長に報告する。
- (6) 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知し明文化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- (2) データ化された機密情報については、「情報セキュリティ管理規程」及び「個人情報管理規程」に従い適切なアクセス権限やアクセス管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に従い、企業活動に関する様々なリスクへの対応及びコンプライアンス遵守を行う。また、コンプライアンス及びリスクマネジメント機能を果たす組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。同委員会は、経営戦略上のリスクや業務運営上のリスクを把握・評価し、必要な予防策を講じ、また、緊急事態に対する対応策の策定支援を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」を制定し、取締役及び使用人の職務執行について責任の範囲内及び執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
 - (2) 監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。
- なお、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議の上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
- (2) 取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
- (3) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- (4) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (5) 監査役は内部通報窓口である常勤監査役及び顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象については、詳細な確認を行う。

7. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
- (2) 監査役は内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

11. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ることを、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除規程」に定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、以下の基本方針を宣言しております。

1. 当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
2. 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・弁護士の他必要に応じて外部専門機関等と連携し、組織的かつ適正に対応します。
3. 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
4. 当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
5. 当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する当社役職員の安全を確保します。

当社は、反社会的勢力排除に向けた整備状況として、以下の対応を行っております。

1. 社内規程の整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制整備その他の対応に関する事項を定めております。

2. 対応管轄部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を経営企画本部と定めるとともに、反社会的勢力対応に関する責任者として、経営企画本部長を選任しております。

また、反社会的勢力に関する管理手続き及び反社会的勢力による不当要求への対応について、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定しております。

3. 反社会的勢力排除の対応方法

(1) 新規取引先・株主・役職員について

当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、株主・役員・従業員・取引先(販売先、仕入先、外注先、コンサル・顧問契約先、貸付先、出資先、その他継続取引先等)について、下記のとおり反社会的勢力の調査を実施しております。調査の結果、反社会的勢力に該当又はそのおそれがある場合、経営企画本部長に報告を行うこととしております。

(2) 既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

継続中の取引等を含む一切の取引等の関係を速やかに解消する体制をとっております。また、すべての取引先との間で締結する契約書又は覚書において、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

4. 外部の専門機関との連携状況

当社経営企画本部を窓口として、警察等の外部専門機関・弁護士との連携を行っております。

経営企画本部長及び経営企画本部は、平素より外部専門機関との意見交換などの連携関係を構築するよう努めるとともに、有事の場合は、法律相談、通報、法的手続きの依頼などを行う体制作りを行っております。

また、反社チェックにて不良情報がある場合は、警察等に照会を行う等、外部専門機関との連携体制を構築予定であります。

5. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社経営企画本部において、反社チェックの不良情報をデータベース化し反社会的勢力に関する情報の一元的管理及び蓄積を行うとともに、必要に応じて取締役会においてその内容を報告し、各部署での対応を検討致します。

その他

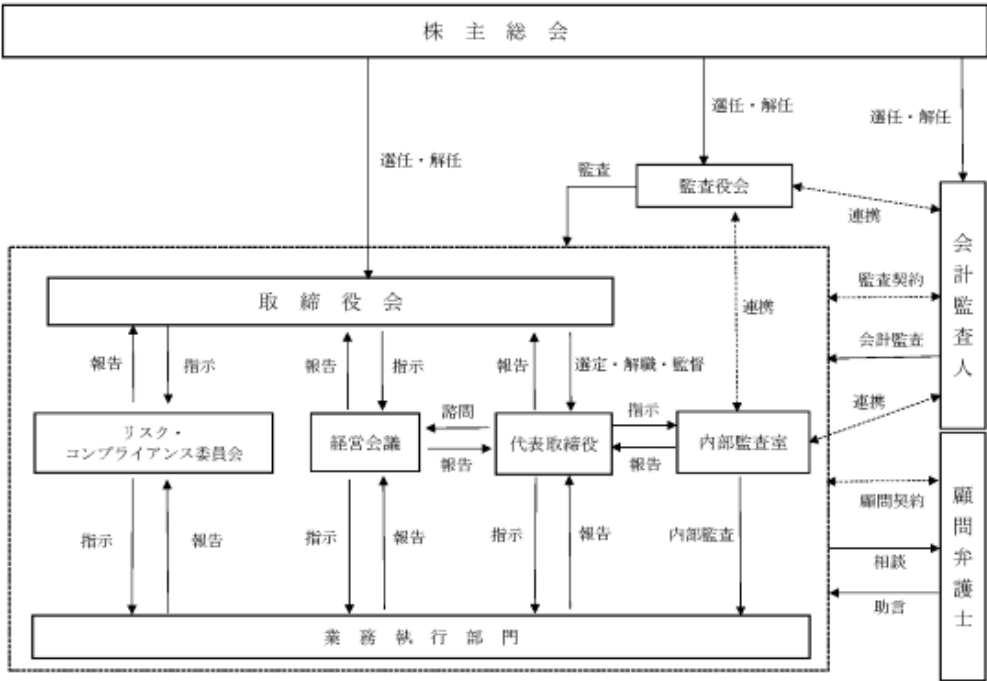
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

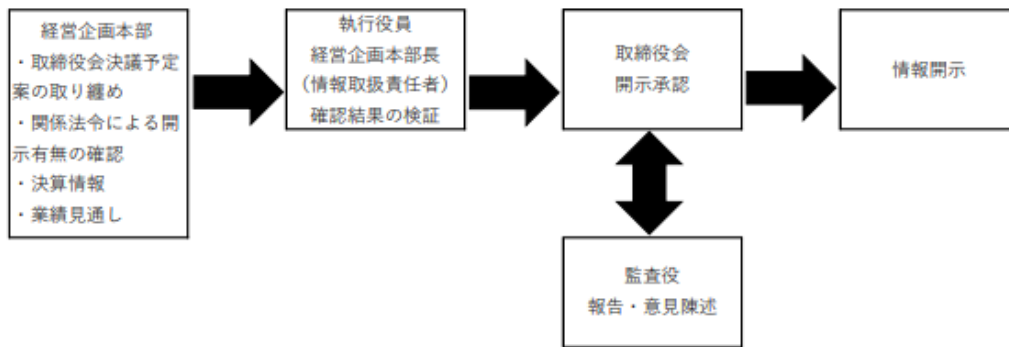
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの、模式図を参考資料として添付いたします。



【適時開示体制の概要（模式図）】

< 当社に係る決定事項・決算に関する情報等 >



< 発生事実 >

